

令和 7 年度税制改正大綱

令和 6 年 12 月 20 日に令和 7 年度与党税制改正大綱が公表されました。同大綱では「将来に夢や希望と安心を持てる、公正で活力ある社会を目指すための税制」を構築することを基本として、設備投資の促進等や所得向上、社会インフラの整備等を踏まえた内容になっています。

【主な改正項目】

改正項目	税目	内容
基礎控除の引上げ 令和 7 年分より	所得税	基礎控除額が 10 万円引き上げとなります。 合計所得 2,350 万円以下 58 万円 (現行 48 万円) 合計所得 2,350 万円超 2,400 万円以下 48 万円 合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下 32 万円 合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下 16 万円 合計所得 2,500 万円超 0 円
給与所得控除の引上げ 令和 7 年分より	所得税 住民税	給与所得控除の最低保証額を 10 万円引上げ 給与所得控除 給与収入 1,625,000 円まで 65 万円 (現行 55 万円) 1,625,001 円から 1,800,000 円 収入×40%-10 万円 1,800,001 円から 3,600,000 円 収入×30%+8 万円 3,600,001 円から 6,600,000 円 収入×20%+44 万円 6,600,001 円から 8,500,000 円 収入×10%+110 万円 8,500,001 円以上 1,950,000 円 (上限) ※基礎控除 58 万円+給与所得控除 65 万円=123 万円まで非課税 (123 万円の壁)。ただし、今後の協議により変更となる可能性あり。
特定親族特別控除 令和 7 年分より	所得税 住民税	年収 123 万円 (所得 58 万円) 以下の 19 歳から 23 歳未満の扶養対象者については 63 万円の特定扶養控除が受けられるが、所得が 58 万円を超え 123 万円以下の場合に新たに特定親族特別控除を創設する。 それにより年収 150 万円以下の場合は現行と同じ 63 万円の控除を受けることができる。

歯科会計®

令和7年度税制改正大綱

改正項目	税目	内容
特定親族特別控除 令和 7 年分より	所得税 住民税	特定扶養親族等の合計所得金額 控除額 58 万円超 85 万円以下 63 万円 85 万円超 90 万円以下 61 万円 90 万円超 95 万円以下 51 万円 95 万円超 100 万円以下 41 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 105 万円超 110 万円以下 21 万円 110 万円超 115 万円以下 11 万円 115 万円超 120 万円以下 6 万円 120 万円超 123 万円以下 3 万円
生命保険料控除拡充 令和 8 年分より	所得税	23 歳未満の扶養親族がいる場合に一般生命保険料控除の上限を現行 4 万円から 6 万円に引き上げる。 ただし、一般保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の合計適用額は現行と同じ 12 万円のまま。
確定拠出年金の掛金 上限の見直し	所得税	企業型確定拠出年金 月額 6.2 万円(現行 5.5 万円) 個人事業主 月額 7.5 万円 (現行 6.8 万円) 企業年金加入者 月額 6.2 万円-確定給付企業年金の掛け金等 (現行 2 万円) 企業年金未加入者 月額 6.2 万円 (現行 2.3 万円) 国民年金基金掛金 月額 7.5 万円 (現行 6.8 万円)
確定拠出年金受取時の退職所得控除見直し 令和 8 年分より	所得税	現行では確定拠出年金を一時受取し、5 年空けてから退職金を受取ると確定拠出年金と退職金の両方で退職所得控除を受けることが出来るが、その控除が縮小となる期間を 5 年から 10 年に延ばす。

新年あけましておめでとうございます
一心一意！ 2025 橋本会計
本年もよろしくお願い申し上げます

資産承継

令和7年度税制改正大綱（相続・贈与税）

相続税・贈与税に関する令和7年度税制改正大綱についてまとめます。今回は大きな改正事項はありませんでしたが、概要としては以下のとおりです。

内容		適用開始時期・期限
直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の期限延長	18歳以上50歳未満の子や孫への結婚・子育て資金の一括贈与の非課税特例について適用期限を2年延長。 <非課税限度額> 1000万円	令和9年3月31日まで
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の役員就任要件の見直し	制度の利用のためには、株式贈与日において後継者が役員に就任してから3年以上経過している必要があった。 → この要件が見直され、贈与の直前において役員に就任していれば足りることとなる。	令和7年1月1日以後の贈与より適用 制度期限は 令和9年12月31日まで
個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の事業従事要件の見直し	制度の利用のためには、株式贈与日において特定事業用資産に係る事業に3年以上従事している必要があった。 → この要件が見直され、贈与の直前において事業に従事していれば足りることとなる。	令和7年1月1日以後の贈与より適用 制度期限は 令和9年12月31日まで

<今後の税制改正の動向>

非上場株式の相続税評価額の算定方法に改正が入る可能性があるという話がありましたが、今回の税制改正大綱にはあがりませんでした。会計検査院からの所見に基づく部分ですが、基本的には評価額を上げる方向での検討がなされているところです。来年以降の改正の可能性がありますので、引き続き注意が必要です。